

日本臨床歯科補綴学会 認定専門医・専門歯科技工士

新規申請手引（2025年度用）

本学会では、専門医・専門歯科技工士の資格認定を行っています。本手引は、資格認定を申請される会員を対象にしたものです。多くの方々の申請をお待ちしています。

日本臨床歯科補綴学会 認定委員会

【新規申請】

2025年6月1日（消印有効）までに申請された分について、当該当年度中に審査を行います。

【申請書類作成方法と送付方法】

日本臨床歯科補綴学会ホームページ（<http://www.jcpds.jp>）のコンテンツに書式を掲載していますので、各自ダウンロードしてご記入下さい。

書類の送付方法は、封筒の表に「専門医申請書在中」あるいは「専門歯科技工士申請書在中」と朱書きし、学会事務局宛に簡易書留（レターパックは可）などの配達記録が残る方法でお送りください。（メール便は不可）

〒981-0904

仙台市青葉区旭ヶ丘 3-34-6

日本臨床歯科補綴学会 事務局 宛

FAX 022-275-2918、e-mail info@jcpds.jp、（TEL 022-275-2911）

【審査料振込先と料金】

※ 審査料の振込方法は「郵便振替」のみとさせていただきます。

・郵便局に備付の郵便振替用紙（青色）でお振込み下さい。

加入者名： 日本臨床歯科補綴学会

番 号： 02260-7-122755

※ 通信欄に費用名目（「専門医、あるいは専門歯科技工士審査料」、または「専門医、あるいは専門歯科技工士登録料」）とご記入下さい。

・専門医 審査料：1万円、登録料：3万円

・専門歯科技工士 審査料：1万円、登録料：3万円

【筆記試験と口頭試問（症例提示）を分けて受験する場合】

筆記試験合格者が、翌年以降に口頭試問（症例提示）を受験する際の審査料は不要です。

筆記試験が不合格で、翌年以降に再受験する場合は、再度同じ手順で申請し、審査料も再度納めて頂きます。

【お問い合わせ方法】

原則として FAX または電子メールで学会事務局までお問い合わせ下さい。

お電話でのお問い合わせはご容赦願います。

【専門医・専門歯科技工士留意事項】

1. 新規資格審査（専門医・専門歯科技工士）

申請書類等が事務局に郵送されると、事務局で書類確認を行います。不備がある場合のみご連絡致します。

『専門医提出時チェックリスト』（☑をして下さい）

- 申請書（様式1）または申請書（様式2）【医療機関名とは勤務先名】
- 履歴書（様式3）
- 学会年会費納入証明書（様式4）
- 歯科医師免許証または歯科技工士免許証の写し（A4サイズ）
- 臨床ケース3ケース〈3ケースとも紙資料で提出。うち1ケースはPowerPointまたはKeynoteで口頭発表（一人15分）となります。提出時、口頭発表ケースがわかるよう目印を付与して下さい〉
（筆記試験と口頭試問を分けて受験する場合は、筆記試験受験の際に臨床ケースの提出は不要です。）
- 日本臨床歯科補綴研修会テクニシャンコース受講認定書の写し〔受講歴がある場合のみ〕（A4サイズ）

2. 前期の筆記試験合格者に対する口頭発表、口頭試問審査（専門医・専門歯科技工士）

- 申請書（様式5）【医療機関名とは勤務先名】
- 筆記試験合格証の写し
- 学会年会費納入証明書（様式4）
- 臨床ケース3ケース〈3ケースとも紙資料で提出。うち1ケースはPowerPointまたはKeynoteで口頭発表（一人15分）となります。提出時、口頭発表ケースがわかるよう目印を付与して下さい〉

3. 資格審査の申請に不備があった場合と書類審査結果の通知など、申請者への連絡

書類に不備がある場合は、事務局から追加書類提出等の連絡をします。

書類審査結果が合格の場合は、筆記試験の案内を通知します。

4. 試験審査

日本臨床歯科補綴学会総会前に筆記試験を下記の要領で実施します。

試験時間は60分、問題は多岐選択式と記述式で50問程度とします。

60/100点以上の者を合格と判定します。

試験内容は日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」で使用した教本より出題します。

筆記試験合格結果は同日発表予定です。

筆記試験合格者は口頭発表、口頭試問を行います（同日予定）15分/人、程度を予定

筆記試験のみ受験（口頭発表、口頭試問は翌年以降を希望）した方の中で、筆記試験合格者へは「筆記試験合格通知」を発行しますので、症例提出（口頭発表、口頭試問）の際、必要となりますので、大切に保管しておいてください。

5. 試験審査の結果

1) 合格

試験審査合格者は理事会で承認します。合格が承認された申請者には合格通知を発送します。

専門医登録申請書（様式 6）または、専門歯科技工士登録申請書（様式 7）をダウンロードし、必要事項を記入し、併せて登録料の支払、登録申請書の提出を指定した期日までに行ってください。送付方法、送付先は申請時と同じです。申請者の手続完了が確認できた時点で認定書を作成し、次年度「基本 8 ヶ月コース」初回に授与します。また、希望により日本臨床歯科補綴学会ホームページに掲載を行います。

2) 不合格

試験審査不合格となり認定されなかった申請者には不合格通知を発送します。

【申請書類作成の留意事項】

以下の事項を参照にして書類作成を行ってください。

【日本国歯科医師免許証（写）・日本国歯科技工士免許証（写）】

日本国の歯科医師、歯科技工士であることを証明するために必要な書類です。申請者自身の歯科医師免許証、歯科技工士免許証のコピーをご用意下さい。（**A4 サイズでコピー**）

【様式 1：専門医申請書】（歯科医師用）

必要事項を記入の上、本会指定の郵便口座に審査料を払い込み、領収書のコピーを必要箇所に貼付して下さい。

【様式 2：専門歯科技工士申請書】（歯科技工士用）

必要事項を記入の上、本会指定の郵便口座に審査料を払い込み、領収書のコピーを必要箇所に貼付して下さい。

【様式 3：履歴書】 専門医、専門歯科技工士に共通のものです。

必要事項を記入の上、履歴書を作成して下さい。学歴は大学、専門学校以降を記入して下さい。

【様式 4：学会年会費納入証明書】 専門医、専門歯科技工士に共通のものです。

学会会員在籍年数に関する証明書となるものです。必要事項のみをご記入の上、申請して頂ければ結構です。申請受付後に、学会事務局にて証明欄を記入致します。

年会費の振り込み状況（会員歴）等の事前確認は、学会事務局へ FAX または Email でお問い合わせ下さい。電話でのお問い合わせはご容赦願います。

【様式 5：口頭発表、口頭試問 審査申請書】 専門医、専門歯科技工士に共通のものです。

すでに筆記試験を受験し、筆記試験合格証をお持ちの方が口頭発表、口頭試問審査時に必要な書類です。

※ 注

【様式 6】、【様式 7】は、試験審査合格後、登録申請時に必要になります。

【臨床ケース 3 症例の記載・口頭発表項目】

「基本 8 か月コース」で示した診査・診断・治療の履修項目を内容に盛り込むこと。

3 ケースは紙資料で提出。A4 サイズ、5 枚以内（写真、図は A4 サイズ 1 枚につき 6 画像規格）。1 ケースは PowerPoint または Keynote で口頭発表を行っていただきます。発表と口頭試問時間は 1 人 15 分間で行います。

提出時、口頭発表ケースがわかるよう目印を付与しておいて下さい。

なお、上下顎全部床義歯のケースは 1 症例までとし、口頭発表症例には不可とします。

※ 専門医審査時症例発表の記載・口頭発表項目

- 患者名：(イニシャル)
- 年齢・性別
- 来院主訴
- 問診結果（治療に対する希望など）
- 初診時情報（例：口腔内写真、X 線画像、歯周組織検査表など）
- 顎機能検査（顎関節触診、筋触診）のチャート表 **【必須】**
- 治療に必要な 3 つの診断（病態診断、発症メカニズムの診断、エンドポイントの診断） **【必須】**
- 治療ステップ（例：初診時→プロビジョナル→ファイナルまで）
- 最終補綴記録（例：技工物写真、X 線画像、口腔内写真）
- 術直後の顎機能検査（顎関節触診、筋触診）チャート表 **【必須】**
- 可能であれば、術後 1 年後の口腔内写真、顎機能検査（顎関節触診、筋触診）チャート表

※ 専門歯科技工士審査時症例発表の記載・口頭発表項目

- 患者名：(イニシャル)
- 年齢・性別
- 来院主訴
- 初診時の X 線写真、SCM 記録、参考模型写真、口腔内写真等があれば望ましい。
- 歯科技工計画（補綴部位、製作の様式等）
- 製作ステップ（ゴシックアーチ記録、チェックバイト記録のコピーなどを添付）
- 完成技工物記録（模型上、口腔内写真）
- 可能であれば、術後 1 年後の口腔内写真等